

「一宮市老人クラブ連合会規約」の一部改定について

一宮市は「一宮市老人クラブ事業運営費補助金交付要綱」を満たしていない場合、老人クラブとして認めていない。この場合、単位クラブに対する補助金及び市老連事業補助金(会員数割1人72円)についても交付されない。

しかし、現行の市老連の規約には、「老人クラブ」の設立条件が具体的に表記されておらず、市当局との齟齬を解消するため、「一宮市老人クラブ連合会規約 第5条(構成)」に下記の通り第2項を追加表記する。

一宮市老人クラブ連合会規約(案)

(構成)

第5条 本会は、一宮市内の各連区に結成された老人クラブ連合会に加入の老人クラブをもって構成する。

2 老人クラブは、一宮市老人クラブ事業運営費補助金交付要綱を満たしていること。

上記規約第2項を追記するにあたり、細則についても追記する要否について下記3案を提案。

一宮市老人クラブ連合会細則 (付則)

<第1案>

下記の交付要綱の中で関係する条文を全て付記。

一宮市老人クラブ事業運営費補助金交付要綱 「抜粋」

第2条(補助対象となるクラブ)

- (1)クラブ会員は同一小地域内に居住する、おおむね60歳以上。
- (2)クラブ会員はおおむね50人以上。但し会員数が減少し増加が困難と認められるクラブは25人以上。
- (3)一宮市老人クラブ連合会に加入。
- (4)会員の互選による代表者1名を置くこと。
- (5)会員から会費を徴収している。

第3条(補助の対象となる事業)

- (1)友愛活動 (2)生活支援活動 (3)清掃・奉仕・環境活動 (4)文化・学習サークル活動
- (5)スポーツサークル活動 (6)安全活動

第4条(補助対象経費)

- (1)報償費 (2)旅費 (3)需用費 (4)役務費 (5)使用料・賃借料 (6)備品購入費

第6条(補助金交付の申請)

老人クラブ実態報告書及び補助金等交付申請書の提出。

第9条(完了報告)

補助事業完了後、補助事業完了報告書の提出。

<第2案>

関係する条文のみ追記。

第2条(補助対象となるクラブ)

第3条(補助の対象となる事業)

第4条(補助対象経費)

第6条(補助金交付の申請)

第9条(完了報告)

<第3案>

細則には追記しない。

以上